

◆**目 的** 飼い猫の不妊去勢手術助成事業（以下、「事業という」）で助成対象となった飼い主が飼育する猫を適正に飼育できる数まで減らし、衛生環境を確保する。

◆**条 件（一部抜粋、以下の条件全てに該当すること）**

1. 事業に係る不妊去勢手術が全て終了していること
2. 飼養状況調査の結果、猫の飼養により生活環境が損なわれていること
3. 引取りを行った結果、認定者が飼養する猫による出産が起こり得ない状況を確保できること

## 【参考】飼い猫の不妊去勢手術助成事業

◆**目 的** 多頭飼育崩壊を未然に防止

◆**条件（飼育者）** 次の1～3の全てを満たすこと

1. 本市在住の**市民税非課税世帯**（手術代負担の助成が必要な低所得者）
2. 未手術猫3匹以上飼育（平均的な飼育匹数〔2匹以内〕を上回る）
3. オスメス混在して飼育（さらに繁殖により増える可能性）

◆**手術実績** 4件11匹（1月23日時点）

# 制度のイメージ図

次頁の飼い猫の不妊去勢手術助成事業  
「⑨手術前検査・手術・術後観察」の後の流れ



**猫の飼い主**

〔市民税非課税世帯、  
3匹以上（オスメス混在）飼育〕

①手数料免除申請 ⑥免除による引取り



②内容確認・受付



⑦免除決定連絡

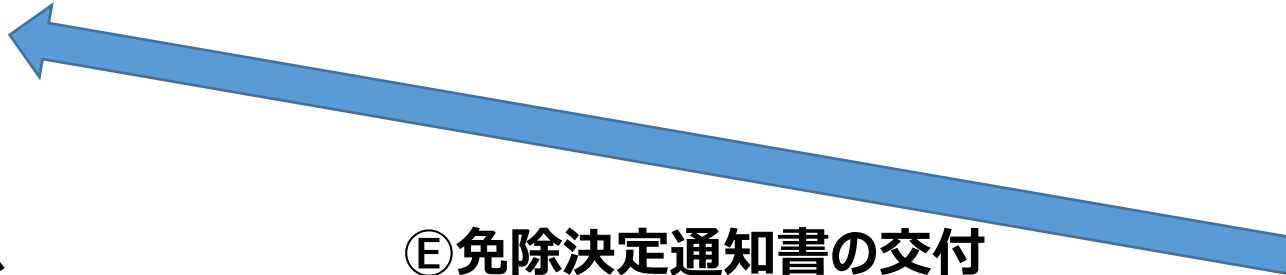


④審査・免除決定  
・審査基準を満たすか確認

③免除申請書の送付



⑤免除決定通知書の交付



# 飼い猫の不妊去勢手術助成事業（フロー図）

## 猫の飼い主

〔市民税非課税世帯、  
3匹以上（オスメス混在）飼育〕



・事例探知

飼い主本人からの相談、周辺住民からの苦情  
福祉職員からの相談、アニマルポリスへの通報

①手術費用の助成申請（手術同意書及び適正飼育誓約書を含む）

③飼育状況の確認

飼育状況調査時、生活環境が  
損なわれている場合は、引取りの  
要否を含め飼い主と十分話し合う。

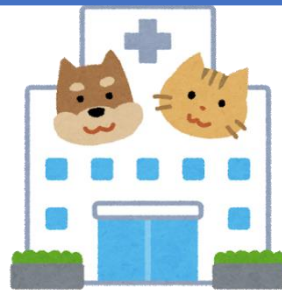
⑫アフターフォロー

⑦認定書の交付

⑧手術の申込  
（認定書等添付）

猫の搬送は生活衛生監視事務所が実施

委託動物病院



⑨手術前検査・手術・術後観察

⑩手術費用の請求（認定書添付）

⑪手術費用の支払い（委託料）

区役所



②内容確認・受付

・状況の把握  
・適正飼育の啓発・指導

⑥認定書の送付

健康局



⑤審査（住民情報等の確認）・認定  
・予算執行管理（区との情報共有）

④申請書・確認結果の送付